

令和6年度

札幌市水道局
公共工事安全管理研修

令和7年3月10日(月) ~ 3月17日(火)

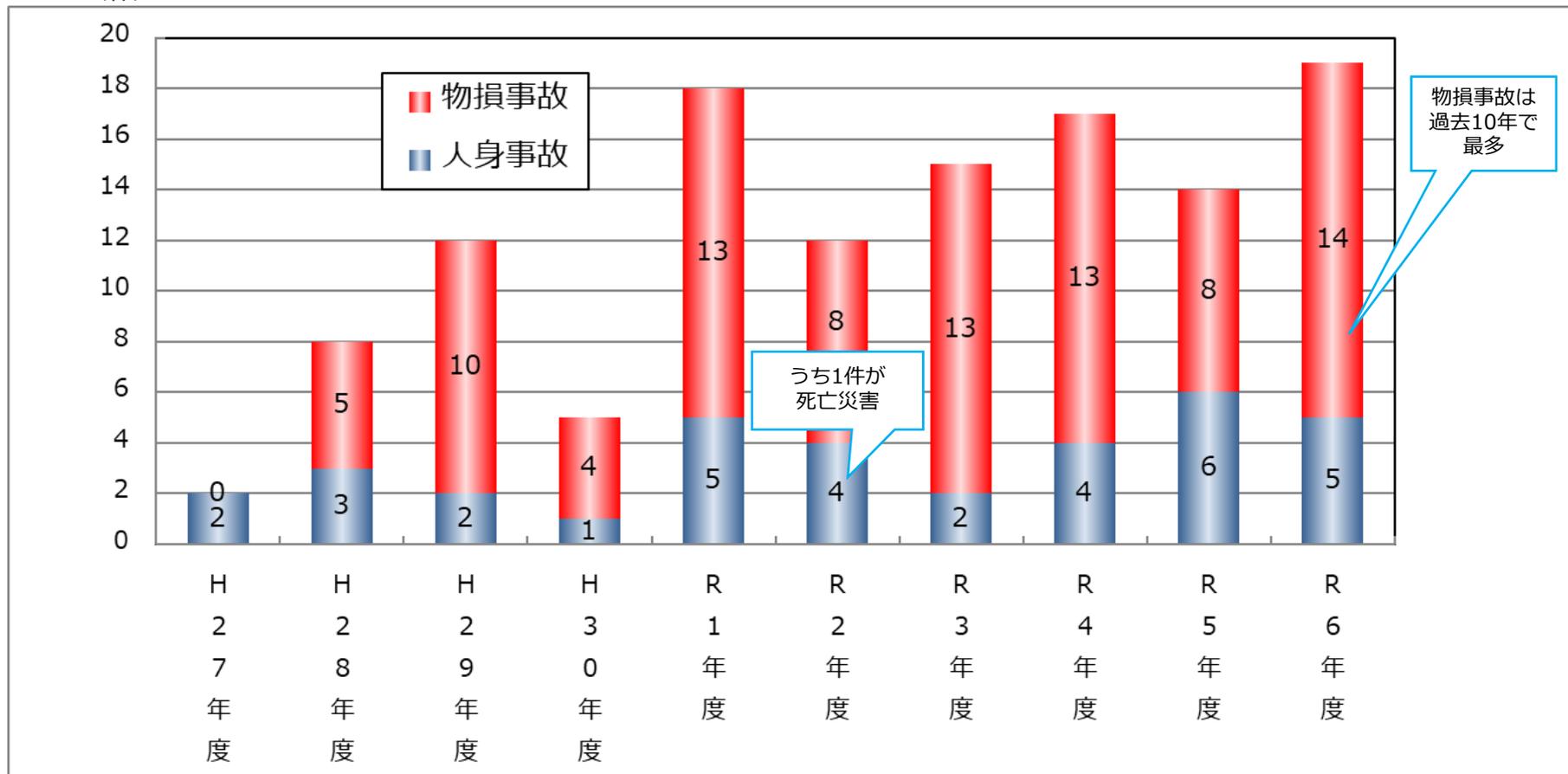
1. 令和6年度に発生した工事事故
2. 安全管理のチェックポイント
3. 労働基準監督署からのお知らせ

1. 令和6年度に発生した工事事故

(1) 令和6年度工事事故発生状況

水道局発注工事における事故件数の推移

(件)



※令和6年度：令和7年2月28日現在

1. 令和6年度に発生した工事事故

(2) 令和6年度工事事故（4月～6月）

	発生月	種別	被災人	起因物	事故概要	概況
1	4月	公衆災害物損事故	-	掘削機	下水道管の折損	過去に実施した工事において、新設配水管φ100布設のため掘削したところ、当該下水道污水取付管を折損させた。
2	5月	公衆災害物損事故	-	-	一般車両の損傷	覆工板の段差により、走行している車両が衝撃を受け右前タイヤが破損した。
3	6月	公衆災害物損事故	-	掘削機	街路灯の損傷	歩道上でバックホウによる管路掘削を行っていたところ、バックホウが旋回した際にバケットが街路灯に接触し、街路灯のアーム及び照明器具を破損させた。
4	6月	労働災害人身事故	軽傷 1名	工具	工具が落下し下部の作業員が負傷	立坑内にて人力掘削作業が完了し、梯子で地上に上がる際、地上にいる作業員にスコップを手渡したところ、地上の作業員が誤ってスコップを落下させ、約70cm下の被災者の左肩に当たった。
5	6月	公衆災害物損事故	-	掘削機	NTT架線の損傷	バックホウによる舗装撤去を行っていたところ、バケットがNTT架線に接触し、架線を損傷（架線のたるみ）させた。

1. 令和6年度に発生した工事事故

(2) 令和6年度工事事故（6月～7月）

	発生月	種別	被災人	起因物	事故概要	概況
6	6月	公衆災害 物損事故	-	推進機	配水管の 折損	新設配水管φ350を推進工法にて布設していたところ、推進機が既設配水管φ200を折損し、工事沿線住戸等において断濁水及び出水不良を発生させた。
7	6月	労働災害 人身事故	軽傷 3名	-	立坑内作業 による 酸素欠乏	立坑内にてエンジンカッターを使用し、既設管の切断作業を3名で行っていたところ、換気が不十分であったため、全員が体調不良を訴えた。うち1名が病院に救急搬送されたものの、全員、当日中に回復した。
8	7月	労働災害 人身事故	軽傷 1名	-	不安定な 足場上から 転落し負傷	立坑内にて既設配水管φ500に上り、ライナープレートの撤去補助作業を行っていたころ、管上から滑り落ち、着地時に右足首を負傷した。
9	7月	公衆災害 物損事故	-	舗装 カッター	ロードヒーティ ングの切断	歩道上の通信装置盤更新に伴う既設舗装版を切断していたところ、歩道前面の民間事業者が所有するロードヒーティング設備を切断した。
10	7月	公衆災害 物損事故	-	掘削機	ガス管の折損	バックホウによる掘削作業を行っていたところ、バケットがガス管φ50の閉止キャップ部に接触し、1 cm程度の亀裂を生じさせた。

1. 令和6年度に発生した工事事故

(2) 令和6年度工事事故（7月～10月）

	発生月	種別	被災人	起因物	事故概要	概況
11	7月	公衆災害物損事故	—	掘削機	NTT柱の損傷	バックホウによる舗装版撤去作業を行っていたところ、後退した際に排土板の端部がNTT柱に接触し、損傷させた。
12	8月	公衆災害物損事故	—	2tトラック	一般車両の損傷	工事規制内に移動しようとしたトラック(作業車)が、進路を誤ったため後退したところ、後ろから来た一般車両に接触し、損傷させた。
13	9月	公衆災害物損事故	—	掘削機	ガス管の折損	バックホウによる掘削作業を行っていたところ、バケットが想定と異なる位置に布設されていたガス管φ75に接触し、折損させた。
14	9月	公衆災害物損事故	—	削孔機	電気ケーブルの損傷	ケミカルアンカー設置のためドリルによる既設躯体の削孔作業を行っていたところ、躯体内に布設されていた電気ケーブルに接触し、損傷させた。
15	10月	公衆災害物損事故	—	掘削機	NTTケーブルの損傷	バックホウによる既設配水管撤去の掘削作業を行っていたところ、バケットが配水管に近接して布設されていたNTTケーブルVPφ50に接触し、損傷させた。

1. 令和6年度に発生した工事事故

(2) 令和6年度工事事故（10月～11月）

	発生月	種別	被災人	起因物	事故概要	概況
16	10月	公衆災害 物損事故	－	掘削機	ガス管の折損	バックホウによる給水管布設の掘削作業を行っていたところ、バケットがガス管φ30に接触し、折損させた。
17	11月	労働災害 人身事故	重傷 1名	－	吊り荷に指を 挟まれ負傷	新設管布設のためクレーン付きトラックから鑄鉄管φ100、2本を同時に吊り降ろそうとしたところ、玉掛中の管がぐらつき、作業員の指が2本の管の間に挟まれ、負傷した。
18	11月	公衆災害 物損事故	－	－	一般車両の 損傷	交通開放後の仮舗装にわだちが生じ、一般車両の前方バンパーに接触し、損傷させた。
19	11月	労働災害 人身事故	重傷 1名	エンジン カッター	管切断時に 足を負傷	エンジンカッターによる既設配水管φ100の切断作業を行っていたところ、カッターの刃が管の切り口に挟まり、刃先を取ろうとした際、反動で左足の甲に刃先が触れて負傷した。

1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例①

〔公衆災害/物損事故〕 管路掘削時に下水道污水取付管を折損

- 1.発生日時:令和6年4月に取付管の詰まりが発覚
- 2.作業内容:令和4年7月に新設配水管布設のため掘削
- 3.事故内容:掘削時に下水道取付管を折損、応急処置として土のうを設置したが、そのまま放置したため、2年近く経過後に取付管が閉塞し、接続している事業者から下水道河川局あてに公共ますが詰まっているとの通報を受ける。

〔事故の原因〕

- ・現地状況、下水道台帳の確認不足。
- ・損傷箇所の不適切な復旧。
- ・**事故時連絡体制の周知不足。**

※事故を受け、下水道管等の損傷事故防止を周知する文書を請負業者に通知(水道局ホームページにも文書を公表)



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例②

〔公衆災害/物損事故〕 覆工板の段差による一般車両の損傷

- 1.発生日時:令和6年5月 夜間
- 2.作業内容:覆工板を設置し交通開放した後
- 3.事故内容:延長14mにわたり覆工板が沈下し、路面に最大30cmの段差が発生
- 4.被害内容:走行中の一般車両のタイヤが段差に接触し損傷

〔事故の原因〕

- ・土質は玉石混じり砂質で、繰返し荷重により崩れやすくなっていた。
- ・土質に応じた土留等の追加対策が不十分であった。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例③

〔公衆災害/物損事故〕 バックホウ旋回時に街路灯を損傷

- 1.発生日時:令和6年6月 午前10時頃
- 2.作業内容:バックホウによる管路掘削
- 3.事故内容:バックホウが旋回した際に、バケットが街路灯に接触

〔事故の原因〕

- ・バックホウ操縦者の不注意。
- ・合図者、監視員を配置していたが、適切なタイミングで操縦者に指示していない。



1. 令和6年度に発生した工事事故

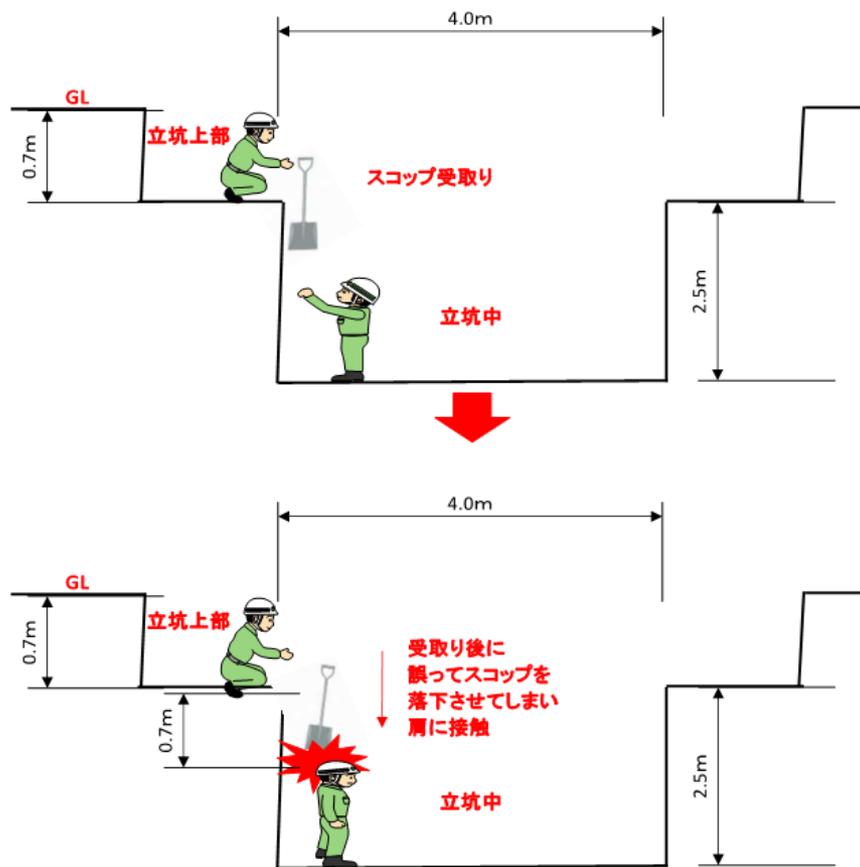
(3) 工事事故発生事例④

〔労働災害/人身事故〕 工具の落下による人身事故

- 1.発生日時: 令和6年6月 午後2時頃
- 2.作業内容: 立坑内にて人力掘削作業を行い、作業完了後に梯子で地上に上がる際、地上にいる作業員にスコップを手渡した
- 3.事故内容: 地上の作業員が誤ってスコップを落下させ、約70cm下の被災者の左肩に当たった
- 4.被害内容: 左肩打撲(通院4週間)

〔事故の原因〕

- ・作業員の不注意、声掛けの不足。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑤

〔公衆災害/物損事故〕 バックホウがNTT架線を損傷

- 1.発生日時:令和6年6月 午後11時頃
- 2.作業内容:バックホウによる舗装版撤去
- 3.事故内容:バックホウがアームを上昇させた際にNTT架線に接触

〔事故の原因〕

- ・夜間作業だが照明が不足していた。
- ・バックホウ作業中に合図者が現場を離れた。
- ・合図者が不在のなかでバックホウ操縦者がアームを上昇させた。



1. 令和6年度に発生した工事事故

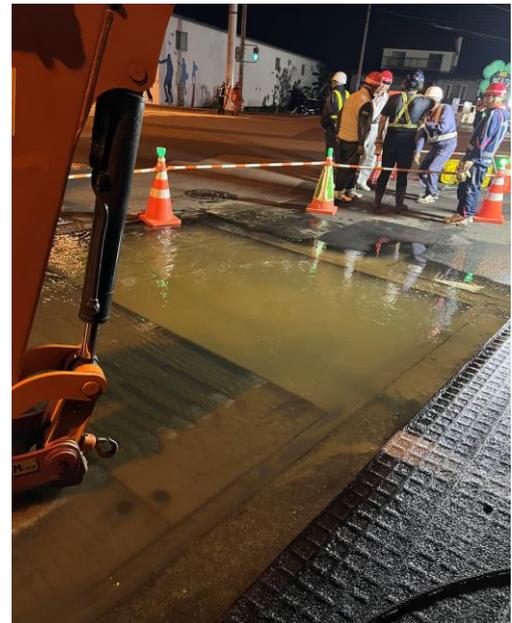
(3) 工事事故発生事例⑥

〔公衆災害/物損事故〕 推進機が既設配水管を折損し、出水不良が発生

- 1.発生日時:令和6年6月 午後11時頃
- 2.作業内容:推進工法により国道を横断する配水管を布設
- 3.事故内容:推進機の先導体が運用中の既設配水管に接触し折損
- 4.被害内容:折損箇所から漏水し、配水管沿線の集合住宅高層階において水圧低下による多数の出水不良が発生、応急給水を実施。

〔事故の原因〕

- ・既設配水管は、しゅん功図と異なる位置に布設されていた。
- ・当該道路は拡幅前されており、現況の道路形体と異なっていたが、道路管理者から試掘の許可が得られなかった。
- ・試掘が困難な状況では、より安全側に離隔を確保して布設する必要がある。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑦

〔労働災害/人身事故〕 立坑内作業による一酸化炭素中毒

- 1.発生日時:令和6年6月 午後2時頃
- 2.作業内容:エンジンカッターを使用した既設管の切断
- 3.事故内容:換気が不十分だったため作業員が一酸化炭素中毒を発症
- 4.被害内容:3名が体調不良となり、うち1名が強い頭痛を訴えて救急搬送され、翌日回復し退院。ほか2名は当日中に回復。

〔事故の原因〕

- ・外気の送風は行っていたものの、作業場所が配水池の流出ピットで位置が深く狭小であり、**外気が十分に届かなかった。**
- ・事故後、切断機をエンジンから電動に変更、ガス検知の自動警報装置を使用、作業員以外の監視者の配置を行った。

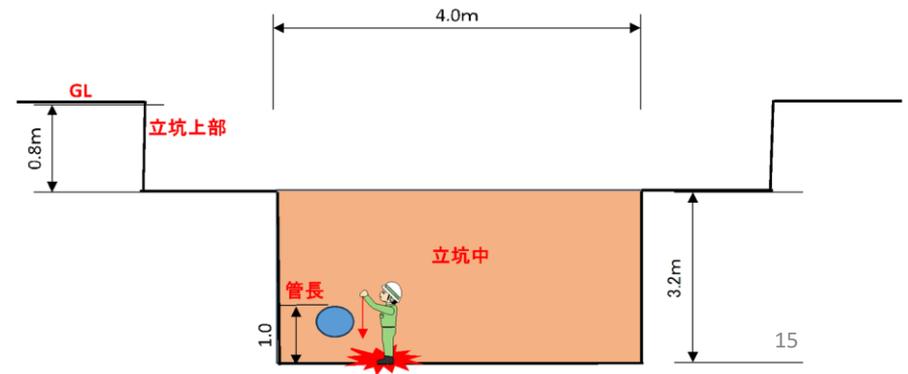
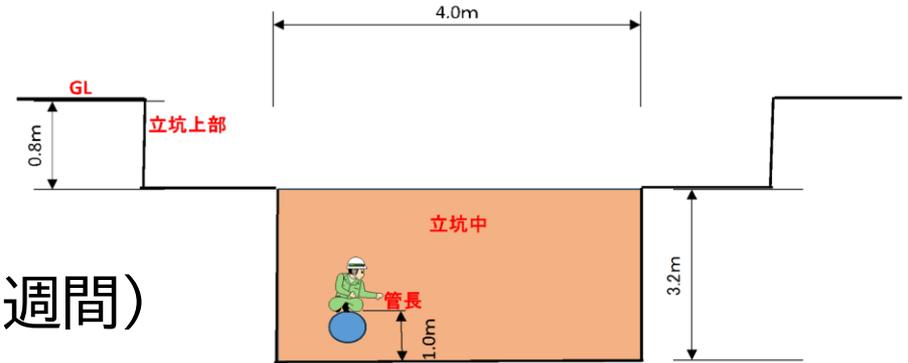


1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑧

〔労働災害/人身事故〕 不安定な足場での作業時に転落

- 1.発生日時:令和6年7月 午前10時頃
- 2.作業内容:立坑内でのライナープレート撤去
- 3.事故内容:既設配水管の管頂(作業床から約1.0m)に上り撤去作業を行っていたところ、足を滑らせ転落
- 4.被害内容:右足首骨折(全治3~4週間)



〔事故の原因〕

- ・足場の設置義務はないものの、管頂という不安定な足場での作業。
- ・作業スペースの確保が不十分。

1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑨

〔公衆災害/物損事故〕 カッターによるロードヒーティングの切断

- 1.発生日時:令和6年7月 午後2時頃
- 2.作業内容:アスファルトカッターによる既設舗装版の切断
- 3.事故内容:既設舗装版に埋設されていた温水式ロードヒーティング配管を切断

〔事故の原因〕

- ・事前に水道、下水、ガスの埋設調査を行っていたが、区土木センターへの調査を失念。
- ・マッピングにヒーティングが記載されており、設計者の見落としでもあった。



1. 令和6年度に発生した工事事故

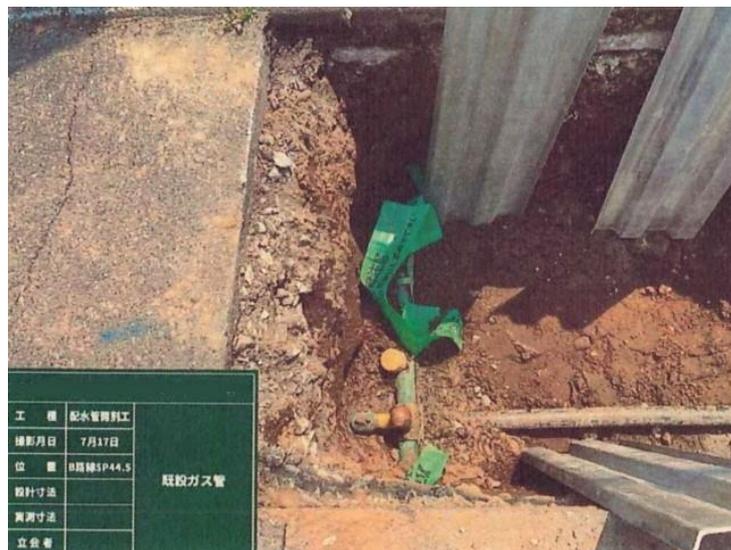
(3) 工事事故発生事例⑩

〔公衆災害/物損事故〕 バックホウによるガス管の折損

- 1.発生日時:令和6年7月 午前11時頃
- 2.作業内容:バックホウによる配水補助管切替部の掘削
- 3.事故内容:バケットの先端がガス管の分岐に接触し折損

〔事故の原因〕

- ・埋設図面は現場代理人のみが確認し、職長、バックホウオペレーター等と共有していなかった。
- ・現場代理人が埋設物は無いと誤認し、思い込んだため、他の作業員も埋設物は無いと判断して作業した。
- ・ガス管と埋設シートの離隔が10cm程度と十分でなかった。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑪

〔公衆災害/物損事故〕 NTT柱の損傷

1.発生日時:令和6年7月 午前10時頃

2.作業内容:バックホウによる舗装版撤去

3.事故内容:バックホウが後方に移動時、排土板がNTT柱に接触し損傷

〔事故の原因〕

- ・バックホウオペレーターの確認不足。
- ・合図者を配置していたものの、合図者の声掛けにオペレーターが気づかず後進を続けた。
- ・NTT柱の位置等、事前に危険となる箇所の周知不足。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑫

〔公衆災害/物損事故〕 工事用車両が後退時に一般車両を損傷

- 1.発生日時:令和6年8月 午前10時頃
- 2.作業内容:工事用車両(2tトラック)が工事規制区域内に進入直前
- 3.事故内容:当初、工事用車両は前方から規制区域内に進入しようとしたが、規制区域の直前で後方からの進入に判断を変更し、バックしたところ後方に一時停止していた一般車両に接触
- 4.被害内容:一般車両前方の損傷(ボンネット、バンパー、ウィンカー等)

〔事故の原因〕

・死角となる後方への移動の際に、誘導員や同乗者による誘導を怠った。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑬

〔公衆災害/物損事故〕 バックホウによるガス管の折損

- 1.発生日時:令和6年9月 午前11時頃
- 2.作業内容:バックホウによる既設配水管撤去の掘削
- 3.事故内容:バケットの先端が歩道内で曲がって布設されていたガス管に接触し折損

〔事故の原因〕

・ガス管周辺は手掘りで先行掘削していたものの、管は直線で埋設されているはずという思い込み。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑭

〔公衆災害/物損事故〕 ドリルによる電気ケーブルの損傷

- 1.発生日時:令和6年9月 午後2時頃
- 2.作業内容:ケミカルアンカー設置のためドリルによる既設躯体の削孔
- 3.事故内容:躯体内に布設されていた電気ケーブルを損傷

〔事故の原因〕

- ・電気ケーブルのさや管としてφ13mmの鉄管が躯体内に布設されていたが、鉄筋と誤認識した。
- ・電気ケーブルの布設位置がしゅん功図とずれていた。



1. 令和6年度に発生した工事事故

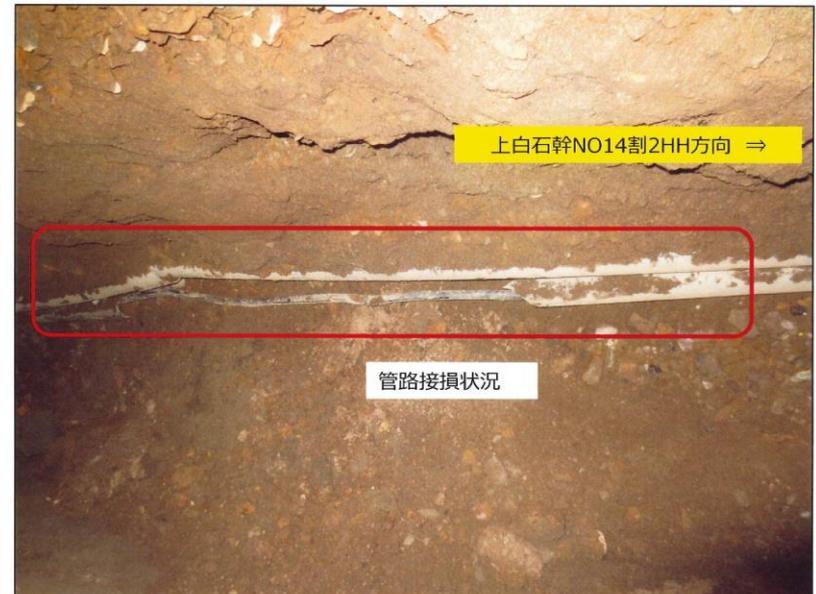
(3) 工事事故発生事例⑮

〔公衆災害/物損事故〕 バックホウによるNTTケーブルの損傷

- 1.発生日時:令和6年10月 午前1時頃
- 2.作業内容:バックホウによる既設配水管撤去の掘削
- 3.事故内容:バケットの先端が既設配水管に近接して布設されていたNTTケーブルに接触し損傷

〔事故の原因〕

・試掘時に埋設位置を確認しNTT立会の下、掘削作業を行っていたが、ケーブル経路の確認及び人力による先掘りを怠っていた。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例①⑥

〔公衆災害/物損事故〕 バックホウによるガス管の折損

- 1.発生日時:令和6年10月 午前11時頃
- 2.作業内容:バックホウによる歩道内給水管布設の掘削
- 3.事故内容:バケットの先端がガス引込み管φ30mmに接触し折損

〔事故の原因〕

・ガス本管は試掘時に位置を確認し人力による先掘りを行っていたが、引込み管の先掘りを怠っていた。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例①⑦

[労働災害/人身事故] 吊り荷に挟まれ指を骨折

- 1.発生日時:令和6年11月 午前11時頃
- 2.作業内容:クレーン付トラックから配水管φ100mm2本の荷降ろし
- 3.事故内容:配水管2本を降ろす際、吊り荷が揺れたため手を触れた時に配水管の間に指を挟める
- 4.被害内容:右中指骨折(全治約3か月)

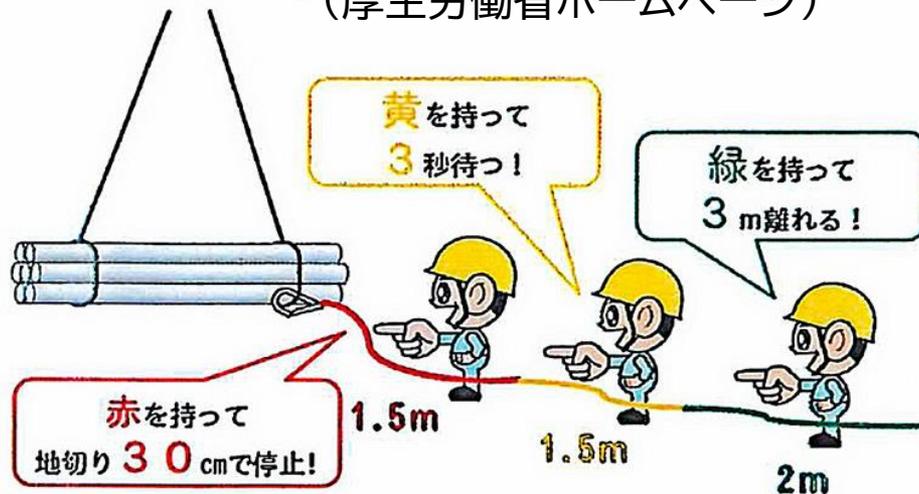
[事故の原因]

・作業員が吊り荷に近接し、介錯ロープを使用していなかった。

事故状況
イメージ図



3・3・3運動
(厚生労働省ホームページ)



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例⑱

〔公衆災害/物損事故〕 仮舗装の段差による一般車両の損傷

- 1.発生日時:令和6年11月 午後8時頃
- 2.作業内容:作業終了し交通開放後
- 3.事故内容:仮舗装に発生したわだち一般車両が接触し損傷
- 4.被害内容:一般車両のバンパーにひび割れ

〔事故の原因〕

- ・仮舗装の路盤碎石の転圧により水を含んだズリが上昇し、碎石が混ざり、路盤が柔らかくなった。
- ・仮舗装の施工後、路面にひび割れが発生していたが、路盤碎石の入れ替え等を行わなかった。



1. 令和6年度に発生した工事事故

(3) 工事事故発生事例①9

〔労働災害/人身事故〕 管切断時にエンジンカッターで足を負傷

- 1.発生日時:令和6年11月 午後11時頃
- 2.作業内容:エンジンカッターによる既設配水管φ100mmの切断
- 3.事故内容:管の切り口にカッターの刃先が挟まり、刃先を取り除こうとした際、反動で左足の甲に刃先が接触して負傷
- 4.被害内容:打撲、動脈及び神経断裂(通院3か月)

〔事故の原因〕

・通常は刃先が挟まらないよう、3回に分けて切断していたが、今回は作業スペースが比較的広かったため1回の切断で切り離そうとしたため刃先が挟まった



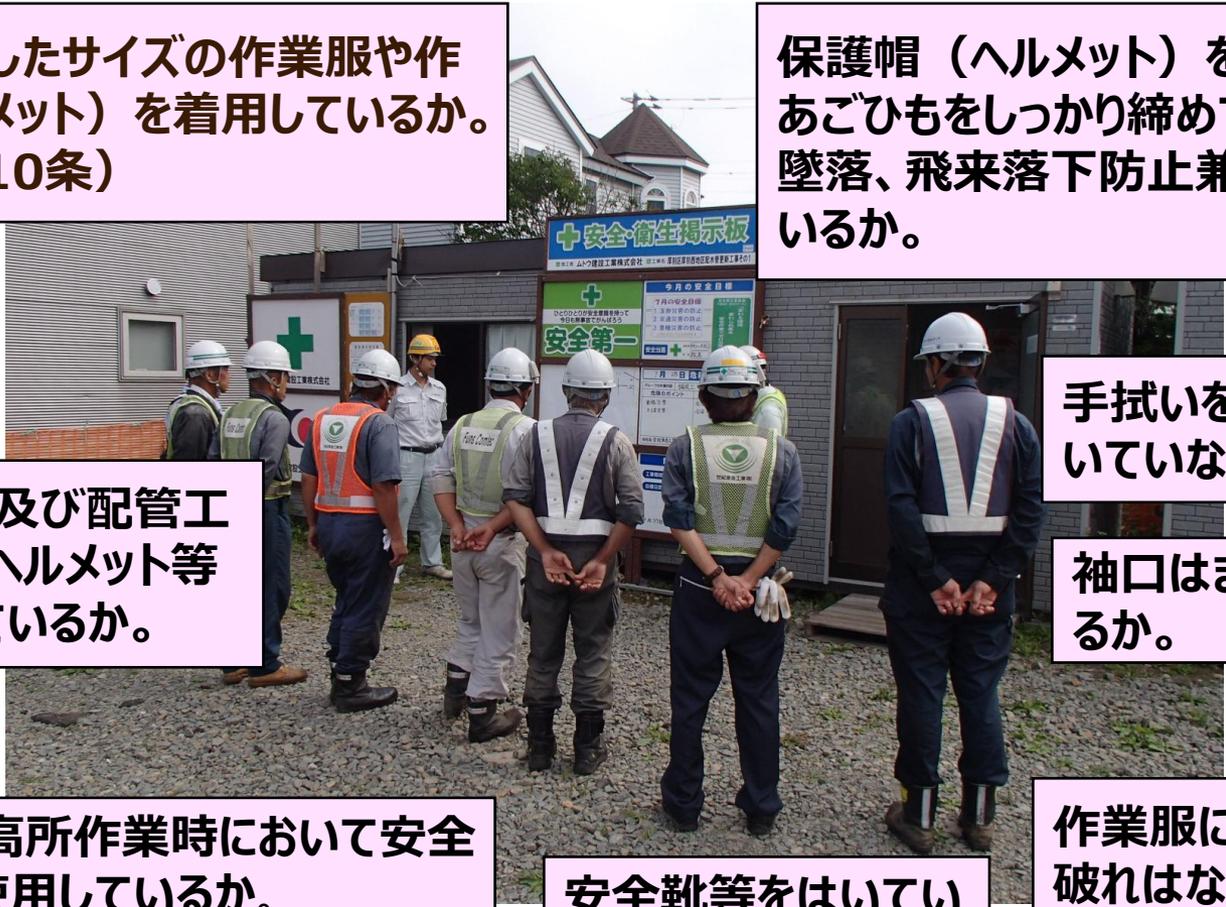
2. 安全管理のチェックポイント

(1) 安全教育①

■ 服装（作業服・作業帽）のチェックポイント ■

作業員に適したサイズの作業服や作業帽（ヘルメット）を着用しているか。
（安衛則110条）

保護帽（ヘルメット）を着用し、あごひもをしっかり締めているか。墜落、飛来落下防止兼用になっているか。



現場代理人及び配管工が腕章又はヘルメット等で明示されているか。

手拭いを首などにまいていないか。

袖口はまとまっているか。

2m以上の高所作業時において安全帯を着帯・使用しているか。

安全靴等をはいているか。

作業服にほころびや破れはないか。

2. 安全管理のチェックポイント

(1) 安全教育②

○高所作業時の安全帯の着用

【労働安全衛生規則 第五百十九条】
事業者は、**高さ**が**二メートル以上**の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、**囲い、手すり、覆い等**を設けなければならない。
2 事業者は、前項の規定により、**囲い等**を設けることが著しく困難なとき又は**作業上臨時に囲い等**を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能**墜落制止用器具**を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

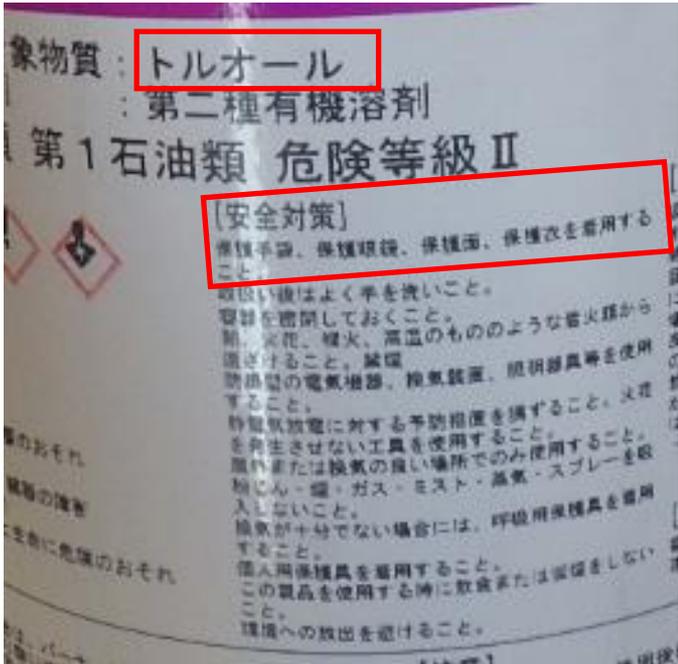
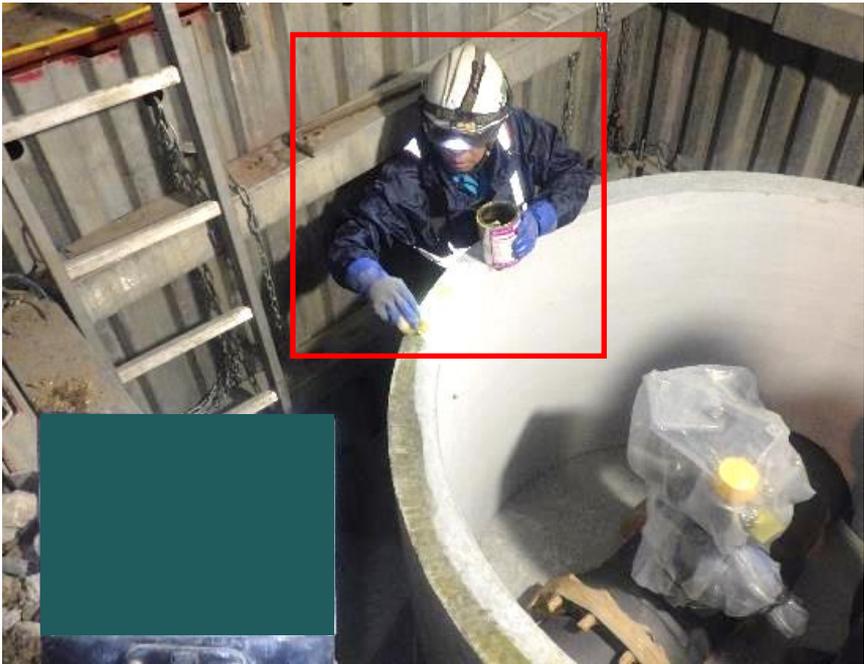


2. 安全管理のチェックポイント

(1) 安全教育③

○化学物質を使用する際の保護具の着用

【労働安全衛生規則 第五百九十四条の二 要約】
事業者は、**皮膚等障害科学物質等**を取り扱う業務に労働者を従事させるときは、**不浸透性**の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。



2. 安全管理のチェックポイント

(2) 歩行者用通路の安全管理①

■ 保安施設のチェックポイント ■

移動柵が飛散等によって周辺に危害を及ぼさないよう、必要な措置を講じているか。(公衆災15)

交通誘導警備員を配置する等、適切に歩行者を誘導しているか。(公衆災27)



公衆が誤って作業場に立ち入ることが無いよう、セーフティコーン及びバー等を設置し、十分安全が確保されているか。(公衆災15)

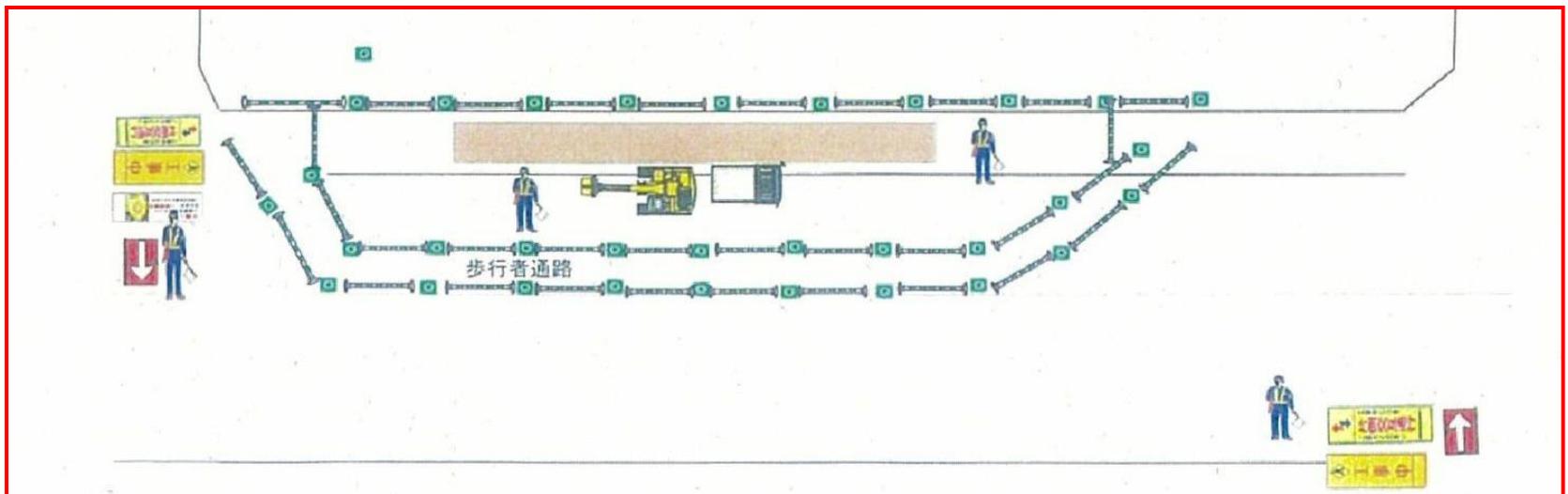
2. 安全管理のチェックポイント

(2) 歩行者用通路の安全管理②

【公衆災害防止対策要綱 第27】

施工者は、歩行者通路とそれに接する車道との境、及び歩行者用通路と作業場との境は、必要に応じて**移動柵を間隔をあけないように設置し**、移動柵の間に安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等、**明確に区分し**なければなりません。

歩行者通路は、幅0.90m以上（高齢者や車椅子使用者等の通行が想定されない場合は幅0.75m以上）、有効高さ2.1m以上、特に歩行者の多い箇所では幅1.5m以上、有効高さ2.1m以上を確保しているか。



2. 安全管理のチェックポイント

(2) 歩行者用通路の安全管理③

【公衆災害防止対策要綱 第27】

- ・歩行者用通路には、**必要な標識等**を掲げ、**夜間には適切な照明等**を設けなければなりません。
- ・歩行に危険のないよう**段差や路面の凹凸をなくす**とともに、**滑りにくい状態を保ち**、必要に応じてスロープ、手すり及び視覚障害者誘導用ブロック等を設けなければなりません。
- ・上記の措置がやむを得ず確保できない場合には、**施工計画の変更等**について発注者と協議しなければなりません。



2. 安全管理のチェックポイント

(3) 誘導員・監視員の配置状況

【交通誘導警備員の資格】

現道に係わる工事現場においては、交通誘導業務は原則として、警備業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

受注者は、市街地（人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

- 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。
 - 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。
- やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。

(札幌市土木工事共通仕様書)

2. 安全管理のチェックポイント

(4) 標識類の設置①

【工事中看板（道路上での工事）】

※「札幌市土木工事共通仕様書」「札幌市土木工事標準設計図集」 R5年2月改定



- ・工事情報をわかりやすく表示し、**ドライバーから見えるように設置**
- ・工事の内容・目的については、
「古くなった水道管を取替えています」
「水道管を移設しています」
「地震に強い水道管を敷設しています」
- ・**「ウオッピー・水道局マーク」**などは入れない
- ・工事名は工事の工種を表示することとし
「水道工事」などとする
- ・常時24時間設置の場合は、使用条件に
「歩道の有効幅員を狭(せば)めておらず、交通に支障がありません」という旨を記載し、道路使用許可を申請

2. 安全管理のチェックポイント

(4) 標識類の設置②

【工事情報看板・工事説明看板】

※「札幌市土木工事共通仕様書」「札幌市土木工事標準設計図集」 R5年2月改定

工事情報看板

<p>令和〇年〇月〇日頃から 〇月〇日頃まで</p> <p>〇〇〇〇〇〇をなおす工事</p> <p>を予定しています</p>
<p>発注者 札幌市〇〇局〇〇部 〇〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>施工者 〇〇建設株式会社 電話〇〇〇-〇〇〇〇</p>

工事説明看板

<p>ご迷惑をおかけします</p> <p>なおしています</p> <p>〇〇〇〇〇〇を</p> <p>令和〇年〇月〇日まで</p>
<p>発注者 札幌市〇〇局〇〇部 〇〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>施工者 〇〇建設株式会社 電話〇〇〇-〇〇〇〇</p>

- ・歩行者や地域住民に工事情報を提供するもので、**ドライバーから見えないうように設置**
- ・「工事情報看板」は工事開始の1週間前から工事開始までに設置するもので、設置しない場合は**地域住民にチラシ等により周知**
- ・「工事説明看板」は工事開始から工事終了まで設置するもので、設置しない場合は「**工事中看板**」で歩行者や地域住民に対し**工事情報を提供**
- ・常時24時間設置の場合は、使用条件に「**歩道の有効幅員を狭(せば)めておらず、交通に支障がありません**」という旨を記載し、**道路使用許可を申請**

2. 安全管理のチェックポイント

(5) 建設機械災害の防止①

■ 移動式クレーン作業時のチェックポイント ■

- 運転席以外の所に作業員を乗せていないか。(安衛則162条)
- 巻過防止装置は有効に作動するか。(移動式クレーン構造規格24条)
- 過負荷防止装置を正しくセットしているか。(移動式クレーン構造規格27条)

- 車体を水平に設置しているか。
- フックの外れ止めは有効に作動するか。
(クレーン則20条の2)
- 強風時(平均風10m/s以上)は作業を中止しているか。
(クレーン則74条の3)

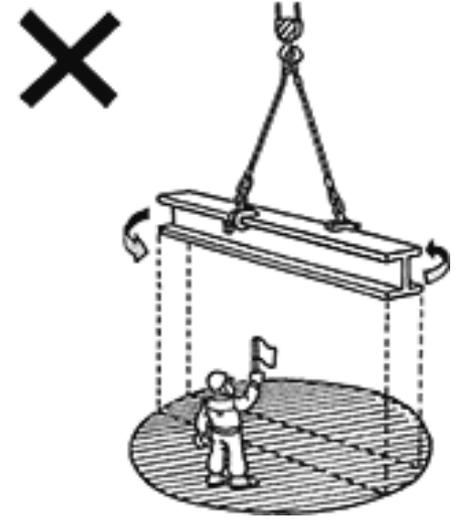
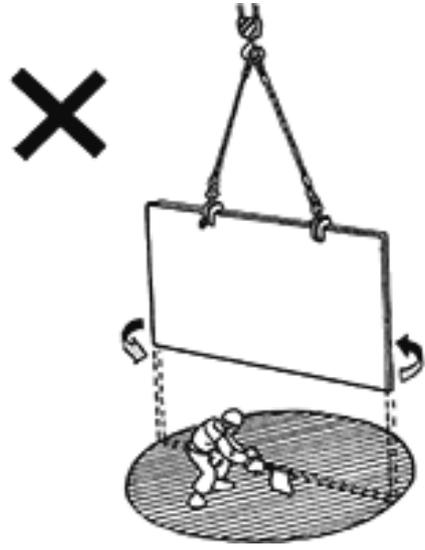
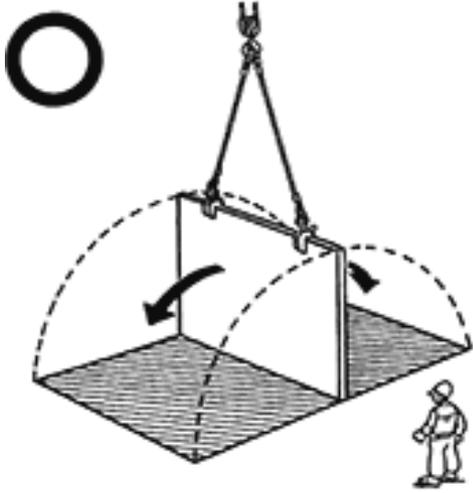


- アウトリガーは最大に張り出しているか。
(クレーン則70条の5)
- 定格荷重を表示しているか。
(クレーン則70条の2)
- 吊荷は定格荷重を超えていないか。
- 運転者は吊荷状態で運転席から離れていないか。
(クレーン則75条)

2. 安全管理のチェックポイント

(5) 建設機械災害の防止②

【つり荷の範囲】



(一般社団法人 日本クレーン協会「安全のすすめ」より)

2. 安全管理のチェックポイント

(5) 建設機械災害の防止③

【玉掛け作業の3・3・3運動】



①地切り：30cm
巻き上げて荷のバランスを確認する
(傾きがないか?)



②停止：3秒以上
荷姿を確認する
(荷崩れしないか?)



③荷から離れる：3m
介錯ロープを持って荷から3m離れる
(荷とワイヤーの再確認)

(厚生労働省HPより)

2. 安全管理のチェックポイント

(6) 埋設物等事故の防止

【作業前の準備】

- 地下埋設図面と現場での試掘結果等を照査して、**埋設物の位置を確認**する。
- 朝礼やKYミーティング等で、作業員に**危険箇所の周知および注意喚起**を行う。



【作業中の心得・作業方法】

- 事前に確認した埋設物の位置を意識するとともに、**図面との差異があることも想定**して作業を行う。
- また、不明な埋設物等の可能性も想定し、**バックホウでの掘り下げ作業を慎重**に行う。



2. 安全管理のチェックポイント

(7) 架空線との近接作業における接触防止

【接触防止のための留意点】

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に接近する場所で、工作物の建設(中略)等の作業(中略)を行う場合において、当該作業に従事する労働者が(中略)感電の危険が生ずるおそれがあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

(労働安全衛生規則第349条)

- 一 当該充電電路を移動すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは監視人を置き、作業を監視させること。



2. 安全管理のチェックポイント

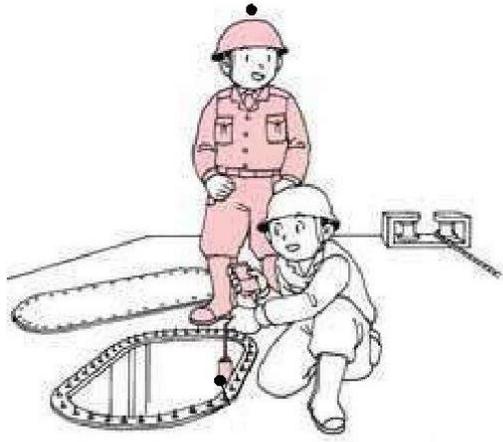
(8) 酸素欠乏症等の防止①

■ 酸素欠乏危険作業のチェックポイント ■

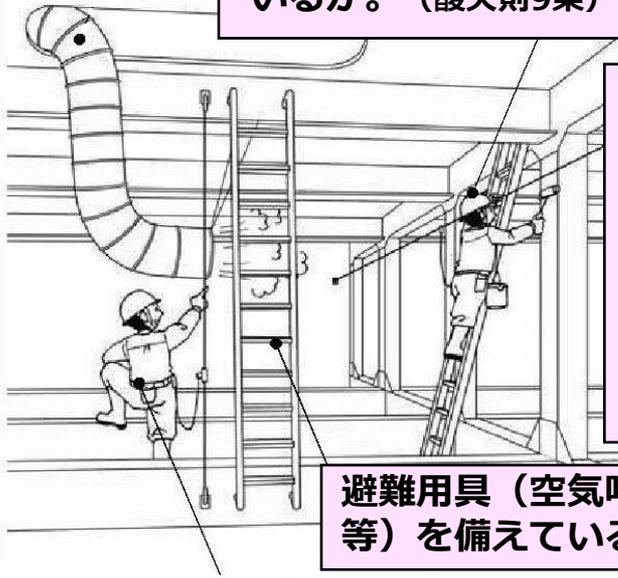
作業主任者を選定しているか。
(酸欠則11条)

換気を行っているか。
(酸欠則5条)

・作業員の人数を入場及び退場時に確認しているか。
(酸欠則8条)
・酸素欠乏危険作業に従事する作業員以外の作業員が、酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止しているか。(酸欠則9条)



作業開始前に酸素濃度を測定しているか。
(酸欠則3,4条)



・就業する作業員の人数と同数以上の空気呼吸器を備え、作業員に使用させているか。
(酸欠則5条の2)
・その日の作業を開始する前に、空気呼吸器等の点検整備をしているか。
(酸欠則7条)

避難用具(空気呼吸器、はしご、繊維ロープ等)を備えているか。(酸欠則15条)

・転落のおそれがある場所の安全帯の装備は適切か。(酸欠則6条)
・常時作業の状況を監視しているか。(酸欠則13条)
・酸素欠乏のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止して作業員を退去させているか。(酸欠則14条)

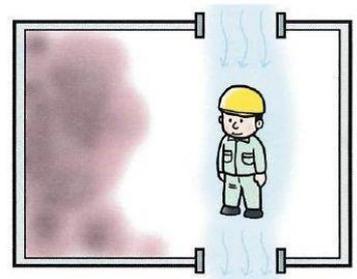
2. 安全管理のチェックポイント

(8) 酸素欠乏症等の防止②

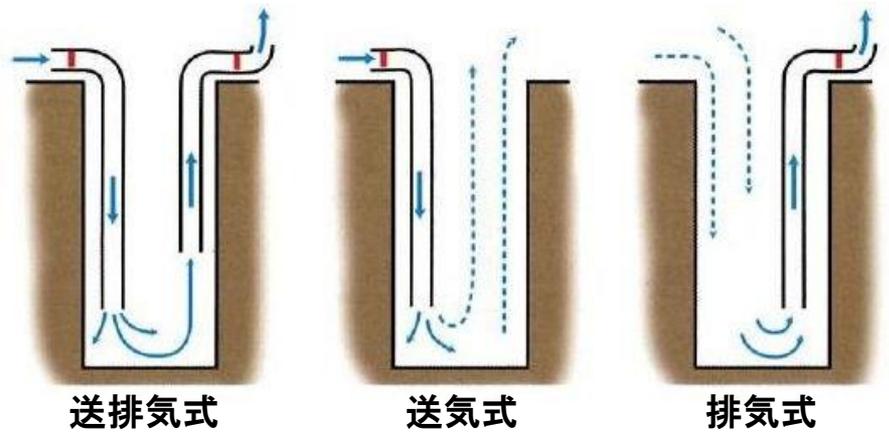
△ 自然換気

自然換気のデメリット

- ① 計画的に必要な換気量を確保することができない
- ② 効率のよい換気ができない
- ③ 換気されないポケット部を残す



◎ 機械換気



酸素欠乏等の防止には
機械換気を
 必ず実施すること
 (自然換気は効果薄い)

- 注意事項
- ・ 送風機の能力に応じて、十分に時間をかけて換気する
 - ・ コーナー部にも換気が及ぶようにする。
 - ・ 新鮮な空気の吹き出し口は、できるだけ作業位置に近づける。
 - ・ 作業中は、換気設備の運転を中断しない。
 - ・ 送風口付近にガソリンエンジン式の発電機等を設置しない。

3. 労働基準監督署からのお知らせ

厚生労働省北海道労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係

建設事業者の皆様へ



安全衛生管理活動に活用いただきたい情報、リーフレット等が掲載された厚生労働省及び北海道労働局のホームページを紹介いたします。
リーフレット等はQRコードからダウンロードできます。

I 次の資料・リーフレット等は厚生労働省ホームページに掲載されています。

No.	名称、QRコード及びURL
1	従業員の幸せのための安全アクションSAFEコンソーシアムポータルサイト (https://safeconsortium.mhlw.go.jp/)
2	足場からの墜落防止措置が強化されます～改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行～ (https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf)
3	足場からの墜落防止のための措置を強化します～改正労働安全衛生規則 平成27年7月1日から施行～ (https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf)
4	労働安全衛生規則（足場等）が改正されました～平成21年6月1日から施行～ (https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0905-1.html)
5	手すり先行工法及び動きやすい安心感のある足場 (https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenseisei26/dl/09.pdf)
6	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！ (https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf)
7	はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！ (https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf)
8	ロープ高所作業を行う事業者の皆様へ (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuzanzenseiseibu/0000104440.pdf)
9	土止め先行工法とは一土止め先行工法に関するガイドラインの要点～ (https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-5.html)
10	転倒予防・腰痛予防の取組 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html)
11	労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等（一人親方等）の保護措置が義務付けられます！ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenseisei03_00004.html)

No.	名称、QRコード及びURL
12	トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 (https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf)
13	荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ荷役作業での労働災害を防止しましょう！ (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuzanzenseiseibu/170807.pdf)
14	外国人労働者の安全衛生対策について (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html)
15	化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等～ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000099121_00005.html)
16	石綿総合情報ポータルサイト (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/)
17	振動障害の予防のために-新たな振動障害予防対策の概要- (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000180362.pdf)
18	職場における受動喫煙防止対策について (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

II 化学物質のリスクアセスメントを含めたリスクアセスメント関連について職場のあんぜんサイトホームページに掲載されています。

1	化学物質のリスクアセスメント実施支援 (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgcQ7.htm)
---	--

III 次の資料・リーフレットは北海道労働局ホームページに掲載されています。

1	建設業の労働災害防止について (https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/sennsetsuyousaibaiboushi.html)
2	化学物質による労働災害防止対策（金属アーク溶接等） (https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/119861_00005.html)
3	一酸化炭素中毒防止対策について (https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/119861_00016.html)
4	北海道内の労働災害統計 (https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsagai.html)

* 上記のURLは令和6年4月1日現在のものです。
* 上記のURLに掲載されたリーフレット等は、予告なく削除、変更される場合があります。

ご覧頂きありがとうございました

- ・3月17日(月)17:00まで公開中
- ・受講決定通知に記載のアンケートにご回答ください。
- ・ご質問等ありましたら、受講決定通知に記載の担当までご連絡ください。

